

# 協会けんぽ かもめだより



第59号（令和6年・秋）

全国健康保険協会  
神奈川支部  
健康保険委員 事務局  
担当：企画総務グループ

## 今季号のトピックス

- ◆ 健康保険委員研修会を開催しています
- ◆ 令和6年度 被扶養者資格再確認のご協力をお願い
- ◆ 今から使おう！マイナ保険証
- ◆ 口腔保健医療と認知症について  
～神奈川県歯科医師会からのお知らせ～



健康保険委員数  
(令和6年7月末現在)  
**24,532名**

神奈川支部のデータ（令和6年3月末現在）

適用事業所数	163,024事業所
加入者合計	1,663,042人
被保険者数	1,065,777人
被扶養者数	597,265人

## 健康保険委員研修会（動画視聴）を開催しています

令和6年度第1回健康保険委員研修会の動画をご視聴いただけます。  
10月31日(木)17時まで公開予定ですので、ぜひご確認ください。

◎スマホやタブレットでご覧になる場合は  
右の二次元コードからご覧ください。



◎パソコンでご覧になる場合は協会けんぽ神奈川支部ホームページからご覧ください。  
<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/kanagawa/cat060/2016102803/R6.1/>

過去の研修会動画もご視聴いただけます!!  
見逃した方やもう一度見たい方はぜひご覧ください。

※動画の内容に変更等が生じた場合、予告なく該当の動画の配信を中止することがあります。

過去動画はこちらから ⇒



パソコンではURLに「<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/kanagawa/cat061/>」を打ち込む  
とご覧ください。



全国健康保険協会 神奈川支部  
協会けんぽ

045-270-8431（代表）  
お電話のお掛け間違いにご注意ください。

〒220-8538 横浜市西区みなとみらい4-6-2  
みなとみらいグランドセントラルタワー9階

協会けんぽ



<https://www.kyoukaikenpo.or.jp>



# 令和6年度 被扶養者資格再確認のご協力のお願い



協会けんぽでは、保険給付の適正化を目的に、健康保険法施行規則第50条に基づき、健康保険の被扶養者となっている方が、現在もその状況にあるかを確認させていただくため、毎年度、被扶養者資格の再確認を実施しております。

被扶養者資格の再確認は、加入者のみなさまの保険料負担の軽減にもつながる大切な確認となりますので、ご理解とご協力をお願いします。

≪令和5年度の実績≫

○扶養解除者数：約**7.1万人** ○高齢者医療制度への負担軽減額(効果額)：約**10億円**

## 令和6年度の予定

### 実施方法

協会けんぽより事業所へ「被扶養者状況リスト」をお送りします。  
被扶養者資格をご確認いただき、同封の返信用封筒にてご提出ください。

### 確認の対象となる方

令和6年4月1日において18歳以上の被扶養者

※すべての被扶養者が上記に該当しない場合は、再確認の必要がありませんので、被扶養者状況リストはお送りいたしません。

### 送付時期

令和6年10月上旬から10月下旬にかけて順次

### 提出期限

令和6年11月29日(金)



※下記に該当する被扶養者がいる場合、添付書類の提出が必要です

- 被保険者と別居 ⇒ 仕送りの事実と仕送り額が確認できる書類
- 海外に在住 ⇒ 海外特例要件に該当していることが確認できる書類

## 再確認の結果、扶養解除となる被扶養者の方がいる場合

リストに同封の「被扶養者調書兼異動届」と「該当する方の被保険者証」を添えて、協会けんぽへご提出をお願いします。

中小企業・小規模事業者のみなさまへ

令和6年度 厚生労働省 神奈川労働局 委託事業

神奈川働き方改革推進支援センター

が、事業主の皆様を無料でご支援いたします。

WEB ページ



神奈川働き方改革推進支援センター

E-mail

kanagawa@task-work.com



<https://hatarakikatataikaku.mhlw.go.jp/consultation/kanagawa/>

活用可能な助成金は  
何だろう？

人材不足対応  
どうしたらいいの？

強める経営者のチカラになります！



ワンストップ  
無料相談

電話・メール相談

個別企業訪問

セミナー・講師派遣

まずは、電話・メールで  
ご相談を！

神奈川働き方改革推進支援センター

〒231-0015 神奈川県横浜市中区尾上町5-80 神奈川中小企業センタービル12階

受付時間(平日) 9:00 ~ 17:00

0120-910-090 FAX. 0120-971-030

# 令和6年12月2日に健康保険証は廃止されます 今から使おう！マイナ保険証



## マイナ保険証の利用を基本とする仕組みへ移行します

令和6年12月2日より、健康保険証の新規発行を停止し、マイナンバーカードを健康保険証として利用する仕組みへ移行します。現在お持ちの保険証は、退職等で資格喪失にならない限り、令和7年12月1日まで使用できます。

マイナ保険証を持っていない方は、協会けんぽから交付される「資格確認書<sup>(※)</sup>」を提示することで、マイナ保険証のメリットを受けることはできませんが、これまで通り医療機関等を受診することができます。

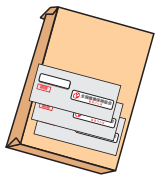
※「資格確認書」はマイナ保険証をお持ちでない方、マイナンバーが未登録の方などに発行する予定です。

協会けんぽでは、マイナ保険証について解説した動画『使ってみよう！マイナ保険証』を健康保険組合連合会と共同で作成しています。ぜひご覧ください。

動画はこちらから⇒



## 「資格情報のお知らせ」を送付しています



令和6年9月より加入者のみなさまに対し事業所を経由して、被保険者資格等の基本情報が記載された「資格情報のお知らせ」を送付しています。なお、令和6年6月10日以降に加入された方については、令和7年1月頃に発送する予定です。

### 事業主様・ご担当者様へのお願い

「資格情報のお知らせ」は個別に封入されていますので、お手数をおかけいたしますが、届きましたら加入者（従業員）のみなさまへお渡しをお願いします。

### 加入者のみなさまへのお願い

「資格情報のお知らせ」に記載されているマイナンバー下4桁がご自身のマイナンバーと一致しているかご確認いただき、一致していない場合は協会けんぽへご連絡をお願いします。また当協会が正確なマイナンバーを把握していない場合、マイナンバーを提出いただくための申出書を同封しておりますのでご提出をお願いします。

## お問い合わせは、協会けんぽマイナンバー専用ダイヤルへ！

### 協会けんぽマイナンバー専用ダイヤル

### 電話番号 0570-015-369

(開設時間 8時30分～17時15分 ※土日祝日を除く)



※マイナンバー制度やマイナンバーに関する一般的なお問い合わせは、**国のマイナンバー総合フリーダイヤル (0120-95-0178)** をお願いします。

※協会けんぽマイナンバー専用ダイヤルは下記22か国語でのお問い合わせに対応しています。

#### 【対応言語】

英語、中国語、韓国語、スペイン語、タガログ語、ポルトガル語、ベトナム語、タイ語、インドネシア語、ネパール語、ビルマ語、フランス語、ドイツ語、イタリア語、ロシア語、マレー語、クメール語、モンゴル語、シンハラ語、ヒンディー語、ベンガル語、ウルドゥー語

マイナ保険証について  
詳しくはこちらから ⇒





# 口腔保健医療と認知症について

## ～神奈川県歯科医師会からのお知らせです～

前回（かもめだより第58号【令和6年夏号】）は、口腔保健医療と認知症の関連性についてご紹介しましたが、今回は認知症患者への歯科診療機関の対応、口腔ケアの大切さについてご紹介します。

### 認知症患者の早期発見、早期対応への歯科診療機関の貢献

認知症を早期に発見し、早期に対応することは認知症患者の自立を支援する機会を広げることになります。

歯科受診の際に、従来と比べプラークコントロールが急に悪化したり、齲蝕の増加や歯周疾患が悪化したりしてきた等の状況を単に老化と捉えるのではなく、認知症も視野に入れた対応をする必要があります。口腔内に変化がなくても、会計や予約時の不安な様子や、頻回の予約の間違い、また診療室内の挙動やユニットへの移動、うがいなどの場面でのたどたどしい様子、診察時の会話の内容、診療に対する不安などからも認知症を推測することができます。ケースによっては、もの忘れの状態を問診したり、専門医療機関への受診を促したりすることは認知症の早期発見、早期対応につながります。

つまり、地域で最も充実した医療資源であり、かかりつけとして機能している「地域の歯科医療機関」は認知症の早期発見にもっとも貢献できる場の一つであると歯科医療関係者自身が十分に認識すべきであります。

### 認知症患者の口腔ケア

認知症高齢者は、歯や義歯の不調等についての確に伝えることが困難な場合もあり、歯科疾患の有病率が高いものと予想されます。さらに、歯科治療に対して協力を得られないことも多く、歯科疾患の予防と口腔機能の維持が強く求められます。要介護高齢者のすべてについて、**食べることは生きることであり、個人の尊厳にもつながるもの**です。特に認知症高齢者における口腔機能の維持回復は認知機能の維持やMOL（Meaning of Life）向上の観点からも特に重要であると言えます。

登録無料！！誰でもOK！！

## メルマガ会員募集中♪

季節の健康情報や健診のご案内、健康保険の制度改正などの情報について、メルマガジンでいち早く配信します。



パソコンの場合は  
神奈川県支部HPにアクセスし登録

協会けんぽ神奈川 **メルマガ**



スマホ・タブレットの場合は  
右の二次元コードから登録

